平成12年6月27日

市教育委員会規則第22号

改正 平成23年3月22日市教育委員会規則第1号

岡山市文化財保護審議会に関する規則(昭和51年市教育委員会規則第9号)の全部を 改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保護に関する重要事項について 調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(会長及び副会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長を置き,委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる
- 2 審議会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。 ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において行う。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成23年市教育委員会規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。